

「建築設計基準」の改定概要

改定の背景

※「建築設計基準」は、国の庁舎及びその付帯施設の建築設計に適用するもの。
本基準の改定にあわせて「建築設計基準の資料」についても改定している。

- 平成28年4月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められている。
- 多機能便所への利用者の集中により車いす使用者の利用に支障とならないよう留意しつつ、多様な利用者の円滑な利用に配慮することが求められている。

改定のポイント

1 建築非構造部材の耐震設計に関する規定の明確化

(1) 建築非構造部材の耐震設計に関する章の新設

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 設計	第2章 設計
耐震設計の規定が各所に散在	第3章 建築非構造部材その他の耐震設計 3.1 建築非構造部材 3.1.1 共通事項 3.1.2 外壁 3.1.3 扉 3.1.4 ガラス 3.1.5 天井 3.1.6 間仕切り 3.1.7 その他の建築非構造部材(資料のみ) 3.2 家具、門扉・困障その他の工作物
第3章 補則	第4章 補則

耐震設計の規定を第3章に集約

(2) 建築非構造部材の耐震設計の目標、確認方法等を明確化

これまでの施設整備における運用を踏襲しつつ、有識者から意見を聴取し、耐震技術の進展や地震被害から得られた知見等^(※)を適切に反映。

- ① 耐震設計の目標の明確化
 - ・大地震動時に脱落等しないようにすることを部材別(外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り)に規定。
- ② 確認方法の明確化
 - ・確認方法を部材別(外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り)に規定。

(※) 特定天井の天井材を緊結する方法を取り入れるなど。

2 庁舎の便所全体で多様な利用者の円滑な利用に配慮する観点を明確化

庁舎の便所全体で多様な利用者の円滑な利用に配慮する観点から、以下を見直し。

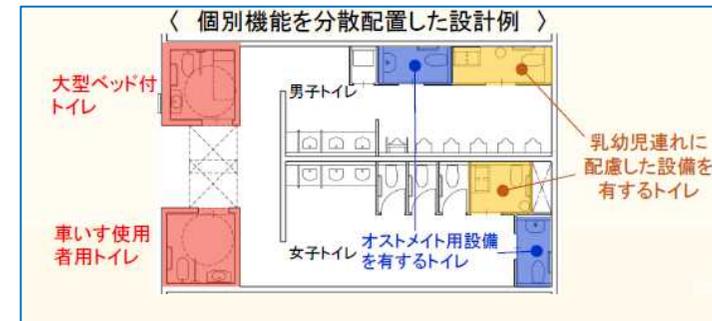
(1) 多機能便所の定義の見直し

改定前：車いす使用者及びその他の多様な利用者の利用を考慮した便所をいう。

改定後：車いす使用者用便房にオストメイト対応の水洗器具その他の設備を付加したものをいう。

(2) 多機能便所への利用者集中に留意する規定を追加

多機能便所への利用者の集中に留意する必要がある場合は、オストメイト対応の水洗器具等の設備等について、適切に機能の分散を図ることを規定。



「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成28年度)の改正概要」より引用。